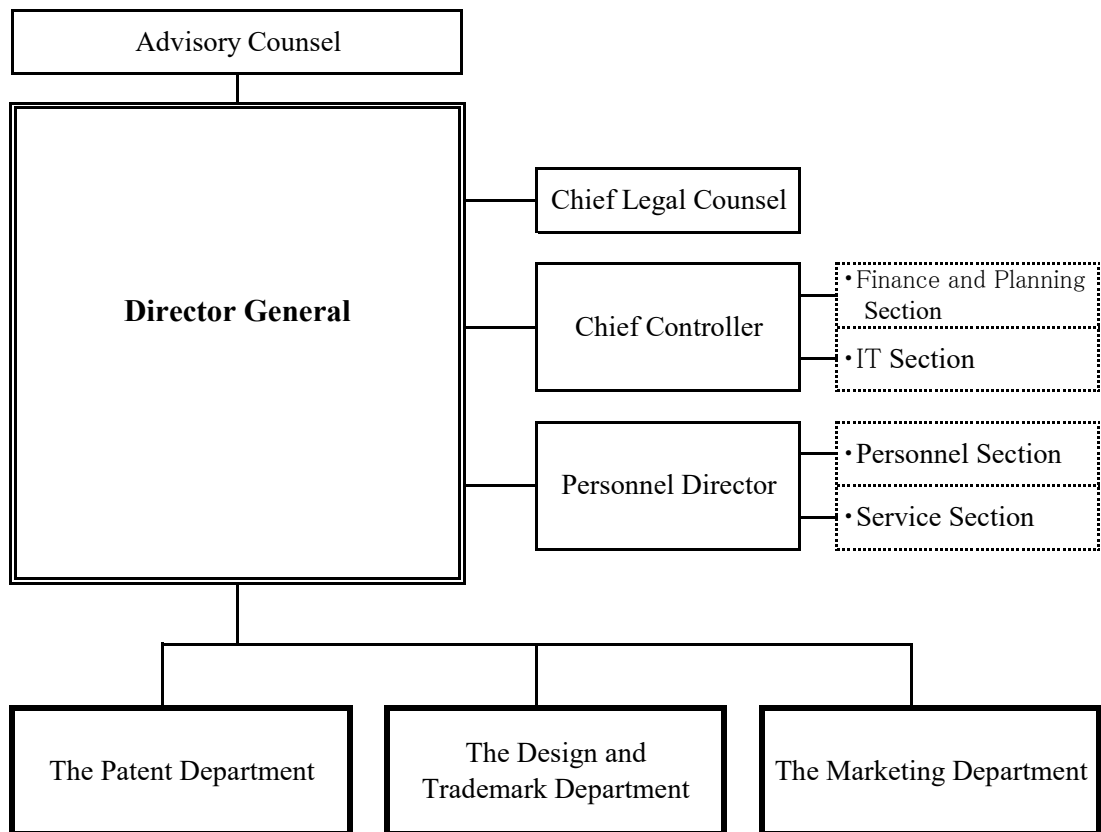


①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)				
②名称	Swedish Intellectual Property Office (PRV)				
③所在地	Patent Department: P.B. Box 5055, SE-102 42 Stockholm Designs & Trademarks Department: P.B. Box 530, SE-826 27, Söderhamn				
④連絡先	(電話) (46 8) 782 28 00		(FAX) (46 8)666 02 86, 667 55 78		
	(E-mail) prv@prv.se		(internet) www.prv.se		
⑤組織の長	Director General:				
	Mr. Peter Strömbäck				
⑥沿革	(1) 特許法は、1967年に制定された特許法第837号であり、1968年1月1日に施行された。この特許法は数回の改正が行なわれている。最新の改正は、欧州経済共同体指令98/44/EECを導入したことにより行なわれ、2004年4月1日に施行された。				
	(2) 意匠法は、1970年に制定された法律第485号であり、1970年6月29日に施行された。この商標法は数回の改正が行なわれている。最新の改正は、2002年法律第570号により行なわれ、2002年7月1日よるものであり、2004年5月1日に施行された。				
	(3) 商標法は、1960年に制定された法律第644号であり、1960年12月2日に施行された。この商標法は数回の改正が行なわれている。最新の改正は1995年法律第1278号により行なわれ、1996年1月1日に施行された。				
	(4) 商標改正法が2010年12月15日に議会を通過した。この改正法は2011年7月1日から施行される。				
⑦所管	特許、意匠、商標、商号・個人名の登録、書籍名の登録、				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1970/4/26	1904/8/1			1934/1/1
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1885/7/1	2007/12/27	1973/4/18	1964/5/18
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2011/12/16			2010/3/14	2010/3/14
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	1983/10/1	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		1995/12/1	1978/5/17	1971/4/27	1961/7/28
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1975/10/7	1985/8/9	1995/1/1			

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	2,297	2,280	2,190	2,196
		(内 外国出願)	305	442	388	432
		(内 日本から)	39	121	106	97
		(内 PCTルート)	86	73	70	65
	意匠	全数	370	288	303	241
		(内 外国出願)	17	18	25	8
		(内 日本から)	3	2	3	1
	商標	全数	10,643	9,213	9,726	10,017
		(内 外国出願)	1,994	1,924	1,987	1,823
		(内 日本から)	33	31	31	26
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,031	1,063	920	1,534
		(内 外国出願)	127	178	127	283
		(内 日本から)	1	14	18	25
		(内 PCTルート)	35	55	43	98
	意匠	全数	332	245	251	218
(内 外国出願)		14	15	26	12	
(内 日本から)		1	2	2	3	
商標	全数	8,040	8,584	8,496	7,963	
	(内 外国出願)	2,118	1,939	2,111	1,829	
	(内 日本から)	50	19	41	39	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> スウェーデン特許庁(PRV)は、Ministry of Justice(法務省)の下部組織である。



(出典): スウェーデン特許庁(PRV)のHP

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2016年1月1日施行 (2015年法律第317号) (注) 2015年法律第317号は、英訳未入手のため、2014年法律第434号(2014年7月1日施)により解析した。
	③地理的効力の範囲	スウェーデン国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国 (特許法81条)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スウェーデンに非居住の出願人は、スウェーデンに居住する代理人を選任しなければならない。 (特許法第12条)
	⑦出願言語	明細書、クレーム及び要約書は、スウェーデン語又は英語で作成。 (特許法第8a条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法40条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第2条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。期間は、何れも開示日から6月。 (1) 出願人又はその前権利者に対する明白な権利の濫用による開示。 (2) 公認の国際博覧会における発明の展示による開示。 (特許法第2条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論又は数学的方法 (2) 美的創作物 (3) ゲーム、事業、コンピュータ・プログラムに対する知的活動のための方法や規則、 (4) 情報の提示 (5) 人間又は動物に対する手術、診断、治療方法 (特許法1条) (6) 動・植物の品種。ただし特定の品種に限定されない発明は特許対象 (7) 本質的に生物学的手法。ただし、微生物学的手法によるものは特許対象。 自然から分離された遺伝子を含む生物学的試料は特許対象。 (特許法1a条) (8) 遺伝子の配列からなる人体。ただし、人体から分離され遺伝子配列は特許対象。 (特許法1b条) (9) 公序良俗に反するもの 次の事項は公序良俗に反する 人をクローニングする手法 人を特定する遺伝子を改変するプロセス 人の胚芽の産業への使用 人や動物に医学的な貢献がなく、動物を苦しめる様な動物の遺伝的特性の改変 (特許法1c条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第15条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日から18月経過後、公報により公開される。 (特許法第22条)
	⑯異議申立制度の有無	有。付与後の異議申し立て制度、何人も特許付与から9月以内 (特許法24条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に提訴することにより行うことができる。 (特許法52条)
	⑱実施義務	有。登録後3年、又は出願から継続して4年の何れか遅い方までに実施しなければならない。 (特許法45条)

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)			
⑱費用 単位 SEK (スウェーデン ・クローネ)	[出願から登録までに掛かる費用]			
	出願料	3,000 SEK(サーチ料2,500SEK を含む)		
		150 SEK(10超の各クレームにつき加算)		
	登録料	1,100 SEK(明細書が8頁まで)		
		155 SEK(明細書が8頁超の各頁につき加算)		
	[特許権維持に掛かる費用]			
	年金			
	1年次	200 SEK	11年次	2,500 SEK
	2年次	250 SEK	12年次	2,700 SEK
	3年次	350 SEK	13年次	2,850 SEK
	4年次	700 SEK	14年次	3,050 SEK
	5年次	900 SEK	15年次	3,300 SEK
	6年次	1,100 SEK	16年次	3,550 SEK
7年次	1,350 SEK	17年次	3,800 SEK	
8年次	1,600 SEK	18年次	4,050 SEK	
9年次	1,900 SEK	19年次	4,300 SEK	
10年次	2,250 SEK	20年次	4,500 SEK	
⑳料金減免措置 の有無	有。 特許付与の手数料: 納付が著しく困難な発明者が、特許付与の通知日から2月以内に書面による免除の請求を提出したときは、特許当局は免除することができる。(特許法19条) 年金: 納付につき著しい困難があり、かつ、最初の年金の納付期日以前にその旨の請求があるときは、特許当局は、その納付を猶予することができない。(特許法19条)			
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。			

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2012年8月1日改正
	③地理的効力の範囲	スウェーデン国内のみ (意匠法第5条)
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人 (意匠法第1a条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スウェーデンに非居住の出願人は、スウェーデンに居住する代理人を選任しなければならない。 (意匠法第12条)
	⑦出願言語	スウェーデン語、ノールウェー語、デンマーク語。出願人がこの3言語以外の言語で出願し、PRVから要請があったときは、翻訳文を提出しなければならない。 (意匠法規則第3条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ4回更新できる。(最長25年) (意匠法第24条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第2条、第3条)
	⑩「グレースピリオド」	有。 (1) 創作者、承継者、又は創作者、承継者から取得した第3者による開示日から12月 (2) 創作者、承継者に対する濫用による開示日から12月 (意匠法第3a条)
	⑪不登録対象	(1) 新規でなく、先行する周知の意匠と明確に区別できない意匠 (2) 公序良俗に反する意匠 (3) 意匠に、国の紋章、国の旗章若しくはその他の記章、国の監督用若しくは保証用の証明、スウェーデン国を暗示し、それにより公的性格を与える他の表示、スウェーデン国の地方公共団体の紋章若しくは法律に基づいて保護されている国際的表示又はこれらの紋章、旗章、記章若しくは表示と用意に混同される可能性があるものを含むもの (意匠法第4条) (4) 物品の概観が技術的機能によってのみ決定されるもの (意匠法4a条)
	⑫実体審査の有無	有。 (意匠法第14条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第1条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠の有無	有。製品は、同じタイプのものであることが必要であり、同じ分類で出願することが必要である。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を使用している。 (意匠法11条)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は方式要件を満たしてときには登録され、公報により公告(公開)される。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日から6月間、公告を繰延べることができる。 (意匠法19条、意匠法規則第2条6)
	㉑異議申立制度の有無	有。付与後異議、公告日から2月以内。申し立てできるのは利害関係人 (意匠法第18条、18a条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することにより行うことができる。 (意匠法31条)
	㉓登録表示義務	無

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)	
②④費用 単位 SEK (スウェーデン ・クローネ)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 1,900 SEK(1分類、1意匠。最初の5年間の維持料を含む)
		500 SEK(1超の各分類につき加算)
		1,400 SEK(1超の各意匠につき加算)
		[意匠権維持に掛かる費用]
		存続期間更新料(2回目、3回目、4回目、5回目の各5年間)
		第2回目～第5回目の5年間 2,500 SEK(1分類1、意匠。各5年間につき)
		500 SEK(1超の各分類につき加算)
1,400 SEK(1超の各意匠につき加算)		
②⑤料金減免措置 の有無	無。	

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2011年7月1日施行 (2010年法律第1877号)
	③地理的効力の範囲	スウェーデン国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標, 団体商標, 保証商標, 証明商標。商品、役務。 (商標法第1章第2条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、音響商標 (商標法第1章第4条)
	⑦出願人資格	商標を使用する者及び承継人(自然人、法人) (商標法第2章1条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第2章8条)
	⑨本国登録要件	有。 (商標法第4章1条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スウェーデンに非居住の出願人は、スウェーデンに居住する代理人を選任しなければならない。 (商標法第4章3条)
	⑪出願言語	スウェーデン語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日より10年。10年間毎に更新できる。 (商標法第2章32条)
	⑬グレースピリット	有。国際博覧会における商標の展示。期間はね展示日から6月。 (商標法第2章16条)
	⑭不登録対象	<p>(1) 商品自体の性質から生じる形状、技術的成果を得るために必要な商品の形状又は商品に実質的な価値を与える形状から専ら成る標章 (商標法第1章9条)</p> <p>(2) 法規又は公序良俗に反するもの。</p> <p>(3) 性質、品質、原産地又は商品又はサービスに関する他の状況に関して公衆を欺くような性質の標章。</p> <p>(4) 法又は規則に基づいて商標として許可なく使用することができない国家若しくは国際の紋章、自治体楯章又は当該紋章若しくは当該楯章と紛らわしい何物かを許可なく含む標章。</p> <p>(5) ぶどう酒又は蒸留酒の地名表示として理解される虞があり、異なる原産地のぶどう酒又は蒸留酒と関係する標章。 (商標法第2章7条)</p> <p>(6) 同一の商品又はサービスの先の取引上の標章と同一の標章。</p> <p>(7) 使用の結果として使用者と取引上の標章の所有者との間の連想の虞を含め混乱の虞がある場合に、同一又は類似の商品又はサービスについての先の取引上の標章と同一又は類似の標章。</p> <p>(8) 需要者の間に広く知られている先の取引上の標章と同一又は類似であり、使用が、取引上の標章の識別性又は名声を正当な理由なく害し、又は不公平に利用する標章。</p> <p>(9) 出願時にスウェーデン又は外国で第三者によって使用中であったもので現在も使用されている標章と混同される虞があり、出願人が出願時に悪意で行為していた場合。 (商標法第2章8条)</p> <p>(10) 他人の商号とみなされる虞のある要素</p> <p>(11) 他人の特徴的な姓、一般的に知られた雅号又は類似の名称とみなされる虞のある要素であって、商標の使用が名称の所有者の不利になる虞のある場合であり、名称が故人に明らかに無関係である場合</p> <p>(12) 故人に明らかに無関係の他人の画像</p> <p>(13) 文芸作品についての他人の著作権又は写真若しくはデザインについての他人の権利を侵害する要素 (商標法第2章10条)</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第2章8条)	
⑰一出願多区分	有。	

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)	
	制度の有無	(商標法第2章13条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第2章17条)
	⑲審査請求制度の有無	無。

①国名	Kingdom of Sweden (SE) (スウェーデン王国)	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。	
㉒異議申立制度の有無	有。何人も、登録の公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第2章24条)	
㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することにより行うことができる。 (商標法第3章5条)	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。登録後5年以内不使用、又は継続して5年の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第3章2条)	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。	
㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。 (商標法施行規則3条(5))	
㉗譲渡要件	無。商標の譲渡は、商標が関係する事業と共に、又は別個に行うことができる。但し、関連する事業活動と別個に譲渡が行われた場合、商標の譲受人による商標の使用が明らかに公衆を欺くようなものであれば、スウェーデン特許庁(PRV)は商標登録簿への譲渡の登録を拒否することができる。 (商標法第6章1条)	
㉘費用 単位 SEK (スウェーデン・クローネ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料(電子出願) 1,300 SEK(1分類) 600 SEK(1超の各分類につき加算)</p> <p>出願料(ペーパー出願) 1,700 SEK(1分類) 600 SEK(1超の各分類につき加算)</p> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料 1,400 SEK(1分類) 700 SEK(1超の各分類につき加算)</p>	
㉙料金減免措置の有無	無。	